

ろうどうしゃしえんじむしょ

そうだん

労働者支援事務所に相談しましょう！

ろうどうしゃしえんじむしょ かいしゃ しごと もんだい そうだん
労働者支援事務所では、会社や仕事の問題について相談できます。

ろうどうほうらい ほうりつ しょうほう
労働法令（法律）についての情報がわかります。



どのような相談ができますか？

- 仕事を辞めさせられる
- 給料をもらえない
- 残業してもお金をもらえない
- 仕事でいじめや差別がある
- 働く人または会社として、労働組合と話し合いをするための助けが欲しい
- アルバイトを始める前に何を確認すればいいですか？
- 就業規則（仕事の規則）について知りたい（働く人）、作りたい（会社の人）
- 「年次有給休暇（給料がもらえる休み）」や「労働時間（働かなければいけない時間）」について知りたい
- 退職金（仕事を辞める時にもらえるお金）のことを知りたい
- 労働組合に入りたい、作りたい
- 赤ちゃんと家族のお世話のための休みについて知りたい
- パートタイム、派遣の仕事の規則について知りたい

あなたの権利は法律（労働基準法など）で守られます！

- ◇ あなたが仕事を始める前に、会社はあなたに労働条件通知書（働き方の規則）を渡さなくてはなりません。
- ◇ あなたが決まった時間よりも長く働くように言われたとき（「残業」）会社は普通より高い給料を払わなくてはなりません。
- ◇ 6 か月以上働く人は、仕事を休みたいとき「年次有給休暇」を使うことができます。「年次有給休暇」を使うと、休みの日の給料をもらうことができます（パートタイムもおなじです）。
- ◇ 会社は、男女の違いや国籍などにかかわるいじめや差別をなくさなければなりません。

電話で相談できます（日本語）

相談できる時間：月曜日～金曜日 8:30-17:15

（祝日と12月29日～1月3日までは休みです）

夜の時間：毎週水曜日 17:15-20:00

（水曜日が祝日のときは、次の日）

※メールの相談には、電話でお返事します。

外国語で相談できます

他の言葉（English・中文・한국・Tiếng Việt・नेपाली・Bahasa Indonesia・Tagalog・Português・

ภาษาไทย・Español・Français・Deutsch・Italiano・Монгол хэл・ملايو بهاس・မြန်မာဘာသာ・ភាសាខ្មែរ・
Монгол Улс）で話すためには、福岡県外国人相談センター（福岡市
中央区天神1-1-1 アクロス福岡3階、電話番号0120-
279-906）に電話してください。

福岡労働者支援事務所

〒810-0042
福岡市中央区赤坂 1-8-8
福岡西総合庁舎5階
TEL: 092-735-6149
FAX: 092-712-0497
fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp

北九州労働者支援事務所

〒802-0001
北九州市小倉北区浅野
3-8-1 AIM ビル 4階
TEL: 093-967-3945
FAX: 093-967-3946
kitakyu-rso@pref.fukuoka.lg.jp

筑後労働者支援事務所

〒839-0861
久留米市合川町1642-1
久留米総合庁舎1階
TEL: 0942-30-1034
FAX: 0942-30-1025
chikugo-rso@pref.fukuoka.lg.jp

筑豊労働者支援事務所

〒820-0004
飯塚市新立岩8-1
飯塚総合庁舎別館2階
TEL: 0948-22-1149
FAX: 0948-22-4118
chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp

